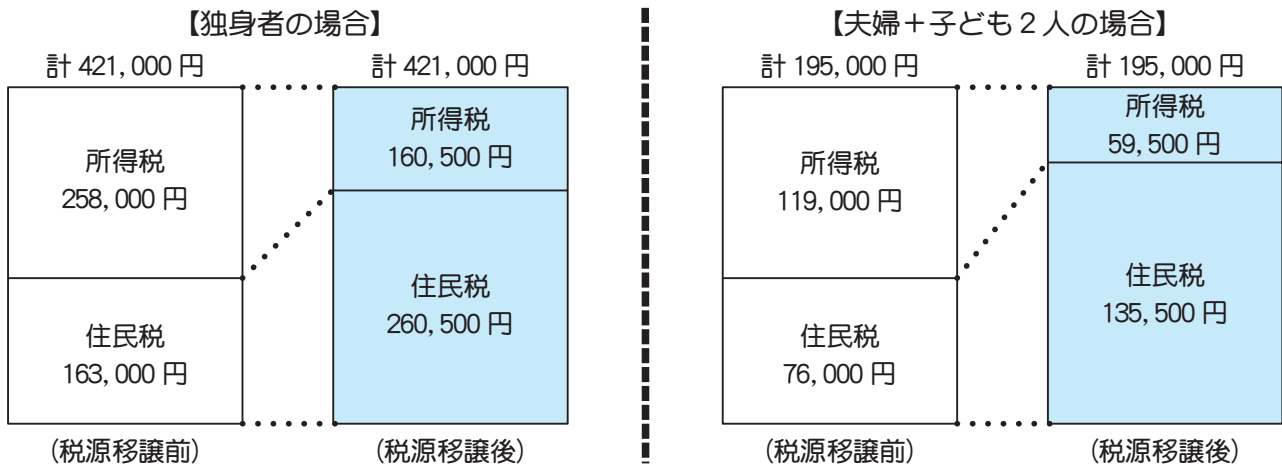


## Q. 負担はどうなるの？

A. 多くの方は住民税が増えますが、その分、所得税が減るため「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

(例) 税源移譲による個人住民税・所得税の負担増減額 (給与収入 500 万円の場合)



※「夫婦+子ども2人」の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※住民税には、均等割は含まれていません。

※上記の表は、税源移譲による負担変動を示すものです。この他、平成19年度分住民税、平成19年分所得税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

## — 税源移譲による納税者の負担が変わらないための措置 —

### 1. 調整控除について

住民税と所得税では、人的控除額に差 (下表参照) があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を10%に引き上げた場合、所得税の税率を下げただけでは、税負担が増えてしまいます。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税額を減額することによって納税者の負担が変わらないようにしています。

課税所得金額が 200万円以下の場合	次の①、②のいずれか少ない額の5%を控除 ①人的控除の差の合計額 ②課税所得金額
課税所得金額が 200万円以上の場合	{人的控除の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} の5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

### ◎主な人的控除

	配偶者控除		扶養控除			基礎控除
	一般	老人	一般	特定	老人	
所得税	38万円	48万円	38万円	63万円	48万円	38万円
住民税	33万円	38万円	33万円	45万円	38万円	33万円
控除額の差	5万円	10万円	5万円	18万円	10万円	5万円

### 2. 住宅ローン控除について

税源移譲により、所得税で受ける住宅ローン控除減税額が変わってしまう場合、平成20年度以降の個人住民税において控除することで、同じ減税効果となるように措置されます。その年の3月15日 (平成20年は3月17日) までに市役所に減額申請書の提出が必要です。

なお、所得税の確定申告書を提出する方は、税務署を通じて申請書を提出することになります。